

議案第 4 1 号

市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市障害者福祉施設の設置及び管理に関する条例（平成 2 0 年条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「又は障害児（以下「障害者等」という。）、障害児の保護者及び障害者等の介護を行う者」を削り、「(以下「障害福祉サービス」という。)の提供その他法に基づく事業を実施することにより障害者等」を「を提供することにより障害者」に改める。

第 2 条の表市川市松香園の項を削る。

第 3 条第 1 号を削り、同条第 2 号中「生活介護」を「法第 5 条第 7 項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）」に改め、同号を同条第 1 号とし、同条第 3 号中「次条第 3 項及び第 6 条第 3 項第 2 号」を「次条第 2 項及び第 6 条第 2 項第 2 号」に改め、同号を同条第 2 号とする。

第 4 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「支給決定」を「法第 1 9 条第 1 項に規定する支給決定（次項において「支給決定」という。）」に改め、同項を同条第

1 項とし、同条第 3 項を同条第 2 項とし、同条第 4 項中「前 3 項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とする。

第 5 条第 1 項中「(基本相談支援を受けるため市川市松香園を使用しようとする者を除く。)」を削る。

第 6 条第 1 項中「計画相談支援を受けるため市川市松香園を使用する者を除く」を「以下「使用者」という」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項第 3 号を削り、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とする。

第 7 条第 2 項を削る。

第 9 条中「第 5 条第 1 項の許可を受け、障害者福祉施設を使用する者」を「使用者」に改める。

第 10 条第 1 号中「第 5 条第 1 項の許可を受け、障害者福祉施設を使用する者及び基本相談支援を受けるため市川市松香園を使用する者（以下この条において「使用者」という。）」を「使用者」に改める。

第 12 条及び第 13 条を削り、第 14 条を第 12 条とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 30 年 4 月 1 日前に市川市松香園の施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失われた者については、改正前の第 11 条の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

3 平成 30 年 4 月 1 日前に改正前の第 5 条第 1 項の許可を受け、市川市松香園を使用した者に係る改正前の第 13 条第 1 項に規定する利用料金については、なお従前の例による。

## 理 由

障害福祉サービスの更なる充実を図ることを目的として、松香園の運営を現在の指定管理者である社会福祉法人に引き継ぐことから、同園の公の施設としての供用を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。